



令和 5 年 2 月 14 日  
航空局 安全部  
無人航空機安全課

## 一等無人航空機操縦士の技能証明書を初交付しました！

無人航空機のレベル 4 飛行（有人地帯（第三者上空）における補助者なし目視外飛行）を行うために必要な一等無人航空機操縦士の技能証明書を本日初めて交付しました。

航空法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 65 号）による航空法（昭和 27 年法律第 231 号。）の改正により、令和 4 年 12 月 5 日から無人航空機操縦者技能証明制度が開始されました。

改正後の航空法に基づき、無人航空機のレベル 4 飛行を行うために必要な知識及び能力を有することについて学科試験、実地試験等により確認を行い、本日、一等無人航空機操縦士の技能証明書を初めて交付しました。

なお、令和 4 年 12 月 5 日以降、指定試験機関（（一財）日本海事協会）への受験申請や登録講習機関への受講申請が行われており、14 日（9:00 時点）で、458 件の一等無人航空機操縦士の学科試験申請を受け付けています。

国土交通省では、指定試験機関や登録講習機関と連携し、無人航空機の操縦ライセンスの普及を進めることで、無人航空機の安全な社会実装を促進していきます。

### 【問い合わせ先】

航空局 安全部 無人航空機安全課 甲斐 田中

TEL（直通）03-5253-8615 （代表）03-5253-8111（内線 48131）